

（利用及び提供の制限）

第 8 条 実施機関は、個人情報(特定個人情報を除く。以下この条、第 9 条及び第 26 条第 1 項において同じ。)を取り扱う事務の目的を超えた個人情報の当該実施機関内における利用及び当該実施機関以外のものへの提供(以下「目的外利用提供」という。)をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、目的外利用提供をすることができる。ただし、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあるときは、この限りでない。

- (1) 本人の同意があるとき。
- (2) 法令等に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産を保護するため緊急かつやむを得ないと認められるとき。
- (4) 同一の実施機関内において所掌事務の遂行に必要な限度で利用する場合で、利用することに相当な理由があるとき。
- (5) 国、独立行政法人等、地方公共団体又は他の実施機関に提供する場合で、これらの機関が行う事務に必要な限度で使用し、かつ、使用することに相当な理由があるとき。
- (6) 専ら統計の作成又は学術研究の目的のために提供するとき。

3 第 5 条の規定は、実施機関が目的外利用提供をする場合について準用する。

(平 16 条例 3・平 27 条例 21・一部改正)